

第9号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

総務部の事務分掌にジェンダーギャップの解消に関する事項を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

総務部の事務分掌にジェンダーギャップの解消に関する事項を加えること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～イ 略</p> <p>立 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>

第10号議案

豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

防災会議の委員の定数を45人以内に改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例

豊岡市防災会議条例(平成17年豊岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

防災会議の委員の定数を45人以内に改めること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市防災会議条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>40人</u>以内をもって組織する。 2～6 略</p>	<p>(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>45人</u>以内をもって組織する。 2～6 略</p>

第11号議案

豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民保護協議会の委員の定数を45人以内に改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

豊岡市国民保護協議会条例（平成18年豊岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

国民保護協議会の委員の定数を45人以内に改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市国民保護協議会条例新旧対照表

	改正後 (案)
<p>現行</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>40人</u>以内とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>45人</u>以内とする。</p> <p>2 略</p>

第12号議案

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

正規の勤務時間以外の時間における勤務について、超過勤務命令の上限の設定等に関する必要な事項を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務について、超過勤務命令の上限の設定等に関する必要な事項は規則で定めること。（第8条関係）

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

第13号議案

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

学校教育法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年豊岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成26年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例第1条の規定による改正後の豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例第5条第2号及び第2条の規定による改正後の豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第2条第2項に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正（第1条関係）
学校教育法の改正に伴い、引用する条項を改めること。（第5条関係）
- (2) 豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正（第2条関係）
学校教育法の改正に伴い、引用する条項を改めること。（第2条関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例第1条の規定による改正後の豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例第5条第2号及び第2条の規定による改正後の豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第2条第2項に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定により改正前の学校教育法第83条に規定する大学の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。こと。（附則第2項関係）

豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、市が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき大学の大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、市が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。</p> <p>3～4 略</p>

第14号議案

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

家庭系廃棄物の処理手数料を定める別表の一部を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年豊岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表燃やすごみ燃やさないごみ（次項に掲げるものを除く。）の項中「50円」を「52円」に、「25円」を「23円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する処理手数料について適用し、同日前に徴収する処理手数料については、なお従前の例による。

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

家庭系廃棄物の処理手数料の徴収を定める別表の区分の燃やすごみ燃やさないごみ（次項に掲げるものを除く。）の項のうち、大袋1袋につきを「50円」から「52円」に、小袋1袋につきを「25円」から「23円」に改定すること。（別表関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成31年10月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例による改正後の豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する処理手数料について適用し、同日前に徴収する処理手数料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第8条関係)		別表 (第8条関係)	
区分	処理手数料		金額
	単位	金額	
燃やすごみ 燃やさないごみ (次項に掲げるものを除く。)	大袋1袋につき	50円	52円
	中袋1袋につき	35円	35円
	小袋1袋につき	25円	23円
	ステッカー1枚につき	100円	100円
びん及びびかん ペットボトル 紙製容器包装 プラスチック製容器包装	略		略
備考 略			備考 略

第15号議案

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金に係る貸付利率等を定めるため。

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年豊岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の貸付利率は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第2項中「元利均等年賦償還」の右に「、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセントとすること等を定めること。(第14条関係)
- (2) 災害援護資金の償還方法について、元利均等半年賦償還及び元利均等月賦償還を加えること。(第15条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>第15条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還方法は、元利均等年賦償還 _____ とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金の貸付利率は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還期間及び償還方法等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還方法は、元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除 _____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

第16号議案

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

介護保険法の改正に伴い、共生型地域密着型サービスの事業の基準を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条の2第1項及び第4項第1号」の右に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第2条第1項中「法」の右に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

介護保険法の改正に伴い、共生型地域密着型サービスの事業の基準を定めること。(第1条、第2条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法 第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>2～3略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法 第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>2～3略</p>

第17号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

診療所に勤務する職員の特殊勤務手当について、在宅療養支援診療所連絡体制維持業務に従事した看護師に支給するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「医師が次に掲げる」を「医師にあつては第1号から第10号までに掲げる業務に従事したとき、看護師にあつては第11号に掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(1) 在宅療養支援診療所連絡体制維持業務

第16条第2項中「市長が定める額」の右に「、同項第11号に掲げる業務にあつては看護師の正規の勤務時間外に連絡体制を維持させる場合に係る午後5時15分から翌日の午前8時30分までの従事又は午前8時30分から午後5時15分までの従事した業務1回につき1,000円」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

診療所に勤務する職員の特殊勤務手当について、看護師が在宅療養支援診療所連絡体制維持業務に従事したときを加え、当該業務に係る特殊勤務手当の額は1回につき1,000円とすること。(第16条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(診療所に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第16条 診療所に勤務する職員の特殊勤務手当は、<u>医師が次に掲げる</u></p> <hr/> <p><u>業務に従事したときに、その者に対して支給する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、同項第1号に掲げる業務にあつては1件につき400円、同項第2号に掲げる業務にあつては1件につき2,300円、同項第3号に掲げる業務にあつては1件につき1,300円、同項第4号から第9号までに掲げる業務にあつては1件につき厚生労働大臣が定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した往診料に2分の1を乗じた額に相当する額、同項第10号に掲げる業務にあつては従事した日1日につき17万1,400円を超えない範囲内で市長が定める額</p> <hr/> <p>とする。</p>	<p>(診療所に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第16条 診療所に勤務する職員の特殊勤務手当は、<u>医師にあつては第1号から第10号までに掲げる業務に従事したとき、看護師にあつては第11号に掲げる業務に従事したときに、その者に対して支給する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(1) <u>在宅療養支援診療所連絡体制維持業務</u></p> <p>2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、同項第1号に掲げる業務にあつては1件につき400円、同項第2号に掲げる業務にあつては1件につき2,300円、同項第3号に掲げる業務にあつては1件につき1,300円、同項第4号から第9号までに掲げる業務にあつては1件につき厚生労働大臣が定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した往診料に2分の1を乗じた額に相当する額、同項第10号に掲げる業務にあつては従事した日1日につき17万1,400円を超えない範囲内で市長が定める額、同項第11号に掲げる業務にあつては看護師の正規の勤務時間外に連絡体制を維持させる場合に係る午後5時15分から翌日の午前8時30分までの従事又は午前8時30分から午後5時15分までの従事した業務1回につき1,000円とする。</p>

第18号議案

豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例制定
について

豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民健康保険資母診療所財政調整基金を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例を廃止する条例

豊岡市国民健康保険資母診療所財政調整基金条例（平成17年豊岡市条例第81号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第19号議案

豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について

豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

診療所事業財政調整基金条例を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市診療所事業財政調整基金条例を廃止する条例

豊岡市診療所事業財政調整基金条例（平成17年豊岡市条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第20号議案

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

定義及び工場等設置奨励金の交付要件の一部を改正するため。

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊岡市企業立地促進条例（平成17年豊岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及びサービス業」を「、サービス業及び娯楽業（文化芸術の創造又は提供をするものに限る。）」に改める。

第5条第2号ア中「工場等を新增設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上であり、かつ、」を削り、同号イ中「工場等を新增設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において1人以上であり、かつ、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定を受ける者について適用し、同日前に指定を受けた者については、なお従前の例による。

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 定義の工場等について、娯楽業のうち文化芸術の創造又は提供をするものの施設及び設備を加えること。(第2条関係)
- (2) 奨励措置について、工場等設置奨励金に係る常用従業員の新規雇用者数の人数要件の規定を削ること。(第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の豊岡市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定を受ける者について適用し、同日前に指定を受けた者については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業及びサービス業</p> <p>_____で規則に定めるものの用に供する施設及び設備をいう。</p> <p>(2)〜(4) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等設置奨励金</p> <p>ア 工場等を新増設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上であり、かつ、土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）及び豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、サービス業及び娯楽業（文化芸術の創造又は提供をすることを限る。）で規則に定めるものの用に供する施設及び設備をいう。</p> <p>(2)〜(4) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等設置奨励金</p> <p>ア _____土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）及び豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平</p>

<p>(平成21年豊岡市条例第14号)に基づき課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。)における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額</p> <p>イ 工場等を新増設することに伴う<u>常勤従業員の新規雇用者数</u>が操業開始の日において1人以上であり、かつ、新増設された工場等の償却資産の取得額が5,000万円以上の場合、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度における固定資産税のうち償却資産の賦課額に相当する額</p>	<p>成21年豊岡市条例第14号)に基づき課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。)における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額</p> <p>イ _____ <u>新増設された工場等の償却資産の取得額が5,000万円以上の場合、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度における固定資産税のうち償却資産の賦課額に相当する額</u></p>
---	---

第21号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成31年2月22日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の処理区の一部を公共下水道等の処理区
に統合するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表奈佐地区の項及び上郷地区の項並びに別表の2の表切浜地区の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の処理区の一部を公共下水道等の処理区に統合すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
1 農業集落排水施設		1 農業集落排水施設	
処理区	処理場	処理区	処理場
名称	名称	名称	名称
区域	区域	区域	区域
位置	位置	位置	位置
畑上地区 ～ 三江東部地区	略	略	略
奈佐地区	岩井 宮井 庄 吉奈佐浄化センター 井 野垣 福成寺 ター 大谷 内町 栃江 辻 船谷 目坂	略	略
神美南部地区 ～ 三原地区	略	略	略
上郷地区	上郷浄化センター ター	略	略
知見地区 ～ 河本地区	略	略	略
	豊岡市宮井1287番地 の1		
	豊岡市日高町上郷 609番地の3		

2 漁業集落排水施設

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
切浜地区	竹野町切濱	切浜浄化センター ター	豊岡市竹野町切濱 1126番地の3
宇日地区 ～ 須井地区	略	略	略

3～5 略

2 漁業集落排水施設

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
宇日地区 ～ 須井地区	略	略	略

3～5 略